

「看護師等の届出制度」の概要

【開始日】 2015年10月1日(木)

【届出先】 都道府県ナースセンター

【対象者】 保健師、助産師、看護師、准看護師の免許保持者

○人確法で努力義務となる場合

①病院等を離職した場合

「病院等」には病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所が含まれます。

②保健師、助産師、看護師、准看護師の業に従事しなくなった場合

どんな場所で働いていても看護職が仕事を辞めた場合は、全て届出の対象となります。また、行政職や研究職など、保健師助産師看護師法に基づく業に従事していない場合も対象です。

③免許取得後、直ちに就業しない場合

進学や留学などで看護師等の免許取得後に従事しない場合も対象です。

④平成27年10月1日において、現に業務に従事していない看護師等

届出制度施行以前に離職し、現在看護職として就業していない免許保持者も対象となります。

○努力義務にはならない場合

病院で就業中など、上記以外の看護師等もナースセンターに届け出ることができます。

【届出内容】

○人確法で定められている項目(必須項目)

- ・氏名、生年月日および住所
- ・電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- ・保健師籍、助産師籍、看護師籍または准看護師籍の登録番号および登録年月日
- ・就業に関する状況

○ナースセンターが迅速な支援を行うため何う項目(任意項目)

- ・職歴
- ・離職年月
- ・復職の意向
- ・ナースセンターが行う無料職業紹介への登録希望

【届出方法】

○対象者本人が直接届け出る方法(本人届出)

- ・看護師等の届出サイト「とどけるん」から登録する
 - ・最寄りのナースセンター窓口へ届出票を提出する
- ※ 届出票は窓口のほか、「とどけるん」「e ナースセンター」でもダウンロード可能です。

○就業先が本人に代行して届け出る方法(代行届出)

- ・e ナースセンターの求人施設ポータルサイトから届け出る
 - ・届出票を取りまとめてナースセンターへ直接届ける
- ※ 人確法で、病院等の開設者等および保健師、助産師、看護師、准看護師の学校および養成所の設置者は、届出が適切に行われるよう、必要な支援に努めることが明記されています。具体的な支援の1つとして、就業先等が最寄りのナースセンターへ届出対象者を取りまとめて届け出る代行届出があります。